

鹿児島純心女子大学同窓会 会則

(総 則)

- 第 1 条 本会は、鹿児島純心女子大学の同窓会であり、通称を白百合会とする。
また、事務局を鹿児島純心女子大学内に置く。
所在地：〒895-0011 鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365 番地

(目 的)

- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に協力することを目的とする。

(活動内容)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 会員の個人情報管理
・名簿発行については、必要に応じて役員会で審議する。
 2. 会報「しらゆり」の発行
・原則として毎年発行し、全会員へ配布する。
 3. 会員の親睦、研修のための集会等の開催
・懇親会は必要に応じて役員会で審議し、開催する場合は実行委員会を設置し、企画運営を行う。
 4. 大学の教育方針への援助と協力
 5. その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第 4 条 本会は、正会員および特別会員よりなる。正会員は卒業生、特別会員は現教職員および旧教職員とする。
第 5 条 会員は、氏名および居住地などの個人情報を変更したときは、本会に通知するものとする。

(役員および幹事)

- 第 6 条 本会には、次の役員および幹事を置く。
1. 役員 ○名誉会長（1名）：学長を推す。
○顧問（1名）：現教職員より会長が委嘱する。
○会長（1名）、副会長（2名）、事務局長（1名）、
会計（1名）、会計監査（2名）※うち1名は教職員とする
 2. 幹事 ○卒業年次ごとに各学科より1名以上選出する。
- 第 7 条 会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、幹事の任期は5年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合、後任の任期は前任者の在任期間とする。
- 第 8 条 役員および幹事は、役員会への出席を義務とし、その任務は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
 3. 事務局長は、本会の日常業務を主に遂行する。
 4. 会計は、事務局長と協力し本会の会計管理を行う。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
 6. 幹事は、各学年の代表として役員と協力し本会の運営に関わる。

(運 営)

- 第 9 条 本会の運営は、原則として役員会が司るものとする。
1. 役員会は役員および幹事の合同会議とし、原則として年1回、その他会長が必要と認めたときに会長が召集し、開催する。
 2. 役員の変更は、任期期間満了時あるいは役員会で必要と判断された場合に、会員より選出し、役員会において審議し、承認する。
 3. 会則の変更など、業務に係る審議は役員会の決議による。

(会 計)

- 第10条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
第11条 会費は終身会費3万円とし、在学中（4年次後期）に納入する。
第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

- 第13条 本会は、本会則に抵触しない範囲において、支部を設置することができる。ただし、支部会則は別に定める。

附 則 この会則は1998年4月1日から施行する。

2002年3月23日一部変更
2007年8月11日一部変更
2009年2月28日一部変更
2013年3月16日一部変更
2015年3月31日一部変更